まちづくり支援要綱運用要領

（目的）

第１条　この運用要領は、公益財団法人東京都都市づくり公社（以下「公社」という。）のまちづくり支援要綱（以下「支援要綱」という。）の運用に必要な事項を定めるものとする。

（支援内容）

第２条　支援要綱第3条第1項第2号、まちづくり相談費の助成対象となる専門家への相談は2時間程度を目安とする。

（委任）

第３条　支援要綱第3条第2項、まちづくりの基本調査費（以下「基本調査費」という。）または、まちづくりの施設整備費（以下「施設整備費」という。）を申請する住民グループが、その調査または整備の実施を公社に委任する場合には、委任状（様式10）を提出しなければならない。

２　公社は、前項の委任状の受理をもって、調査または整備の実施を受任するものとする。

（委託）

第４条　前条により公社が委任を受けた場合には、公社は住民グループが委任状に添付した仕様書に基づき、公社契約規程に則り調査または整備を委託し、その成果を住民グループもしくはグループ指定の管理者に、報告または引き渡しするものとする。

（決定の取消し）

第５条　公社は、支援を決定した場合において、その後の事情の変更により必要が生じた場合は、決定した支援の全部若しくは一部を取消し、またはその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、支援事業のうちすでに実施された期間に係る部分については、この限りでない。

２　前項の規定により支援の決定を取消すことができる場合は、天災地変その他支援の決定後に生じた事情の変更により支援事業等の全部または一部を継続することが不可能となった場合に限る。

３　公社は、住民グループ及び専門家が、虚偽の申請又は報告をしたときは、まちづくり支援取消（変更）決定通知書（様式11）において、支援の決定の全部若しくは一部を取り消し、またはその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

４　前項の規定は、支援の額の確定があった後においても適用する。

（助成金の返還）

第６条　公社は、第4条第3項の規定により支援の決定を取り消した場合において、支援事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

２　前項の規定により返還を命ぜられた住民グループ及び専門家は定められた期限までにその助成金を返還しなければならない。

（施設の管理）

第７条　施設整備費の助成を受けて設置した施設について、住民グループもしくはグループ指定の管理者は、その後、原則として第三者に当該施設の譲渡・転売・貸与等を行ってはならず、適切にその管理を行わなければならない。

２　施設整備費の助成を受けて設置した施設に関して、施設の所在する土地所有者の同意を得たうえで住民グループが設定する所有権の保存登記を除き、抵当権等その他権利の設定をしてはならない。

３　第1項の内容を遵守せず、適切な管理が行われずに放置された状況にある場合、公社は住民グループもしくはグループ指定の管理者に対して、履行義務を伴う適切な管理の実行又は施設の撤去を勧告出来るものとする。さらに、住民グループもしくはグループ指定の管理者が、上記勧告にも従わず履行義務を果たさない場合は、公社又は公社が許可する第三者により、当該施設を撤去出来るものとする。

４　前項により、公社又は公社が許可する第三者が、住民グループもしくはグループ指定の管理者に代替して当該施設の撤去作業を実行した場合、住民グループもしくはグループ指定の管理者は、その費用を負担する。

（紛争の解決）

第８条　施設整備費の助成を受けて設置した施設に関して、第三者より異議の申し立て又は権利の主張等があるとき、及び管理の瑕疵に起因して第三者に損害を与えたときは、住民グループもしくはグループ指定の管理者は自己の責任において解決するものとする。

（管轄裁判所）

第９条　支援要綱及び本運用要領から生じる、一切の法律関係に基づく訴えについては、公社本社の所在地を管轄する地方裁判所をもって専属管轄裁判所とする。

（その他）

第10条　この要領に定めのない事項は、別途公社が定めるものとする。

附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成27年1月1日から施行する。